



長運整第 45 号の 3  
令和 2 年 4 月 8 日

自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙写し(令和 2 年 3 月 30 日  
付け北信技整第 204 号)のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第204号  
令和2年3月30日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年2月6日付け国自整第279号）のとおり通達があったので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。



国自整第 279 号  
令和 2 年 2 月 6 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年 4 月 1 日をもって施行されることとなっている。

については、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成 14 年 7 月 1 日付け国自整第 63 号）によるほか、別紙のとおり「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領」を定めたので、了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

## 電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領

## 1. 構内外注について

電子制御装置整備の認証を受けている自動車特定整備事業者（以下「特定整備事業者」という。）の事業場において、自らの管理の下、他の事業者の作業員が行う作業（以下「構内外注」という。）については、次に掲げる条件を満たす場合にあっては、当該特定整備事業者が行った作業とみなす。この場合において、構内外注の作業員は、他の事業者の従業員であるが、当該事業者については、自動車特定整備事業の認証の取得の有無は問わない。

- (1) 構内外注における電子制御装置整備は、特定整備事業者の自らの管理の下で行われることから、その旨の取り決めが交わされていること
- (2) 特定整備事業者は、「特定整備記録簿の記載要領について」（令和2年2月6日付け国自整第278号）に基づき、特定整備記録簿に構内外注した旨を記載し、その写しを使用者に交付すること

## 2. 外注（一部又は全部）について

これまでも、使用者から整備の依頼を受けた分解整備事業者が、他の分解整備事業者に対し、整備作業を委託（以下「外注」という。）することが認められている。

新たに特定整備の対象となった電子制御装置整備においても、その作業の一部又は全部を他の特定整備事業者に外注する事業形態が想定されるため、電子制御装置整備の一部又は全部を外注する場合は、使用者に対し電子制御装置整備の作業責任が明確となるよう、次のとおり取り扱うこと。

この場合において、いわゆる入庫から電子制御装置整備に係る作業の実施、管理を行い、特定整備記録簿の記載をするまでの一連の全ての作業を他の特定整備事業者に外注することを全部外注といい、全部外注を除き、自らの管理の下、その作業の一部を他の特定整備事業者に外注すること一部外注という。

## (1) 特定整備事業者から他の特定整備事業者へ全部外注する場合

電子制御装置整備の作業の責任は外注先の特定整備事業者にあるため、整備作業後に当該外注先の特定整備事業者が記載した特定整備記録簿の写しについては、外注元の特定整備事業者を経由するなどして使用者に対して交付することとなる。

なお、外注元の特定整備事業者が指定自動車整備事業者の場合であって、法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付するときは、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備を実施する必要があることから、電子制御装置整備を全部外

注することはできない。

(2) 特定整備事業者から他の特定整備事業者の一部外注する場合

電子制御装置整備の作業の責任は外注元の特定整備事業者にあるため、整備作業後に当該外注元の特定整備事業者が記載した特定整備記録簿の写しについては、外注元の特定整備事業者が使用者に対して交付することとなる。

また、外注元の特定整備事業者が指定自動車整備事業者の場合であっても、作業の責任は外注元の指定自動車整備事業者にあるため、整備作業後に当該外注元の指定自動車整備事業者が記載した特定整備記録簿の写しを使用者に対して交付することとなる。なお、法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付するときは、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成14年7月1日付け国自整第63号。以下「指導要領通達」という。）第2節2.によるほか、別添「指定自動車整備事業者における電子制御装置整備の一部外注の取扱い」により取り扱うこと。

附則（令和2年2月6日 国自整第279号）

本規定は、令和2年4月1日から施行する。

## 指定自動車整備事業者における電子制御装置整備の一部外注の取扱い

## 1. 外注することができる指定自動車整備事業者

指定自動車整備事業者が、指定自動車整備事業規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備のうち、電子制御装置整備について他の自動車特定整備事業者に整備作業の一部外注することができる。この場合において、法第94条の5第4項後段の規定は適用できない。

## 2. 次に掲げる手順を参考に当該事項を遵守すること。

指導要領通達の項目（括弧内は指導要領通達の該当する規定番号）	エーミング作業を一部外注する場合の例
① 警告灯の確認、使用者への問診、故障診断等により必要となる電子制御装置整備内容を把握すること（第2節2. ①）	不具合を示す警告灯を確認した場合に、故障のあったときの不具合の症状や状況などを使用者に問診を行い、スキャンツールで故障コード(DTC)を読み取るなど、故障内容を確認するほか、前方の状況等を検知するためのカメラの外観上の不具合や明らかなズレがないことの確認、その他車両の外観上から不具合につながる可能性の故障がないかの確認（原因究明）を行う。
② ①で把握した必要な整備箇所について、他の自動車特定整備事業者に対して作業指示を行うこと（第2節2. ②）	原因究明した結果を作業依頼書に記載するなど、外注する他の特定整備事業者に作業依頼する。
③ ②の整備作業後に、委託した他の自動車特定整備事業者から作業内容を記載した書面等を求め、適切に整備が実施されていることを、当該書面及び現車を用いて確認するとともに、②の整備の適切性等を確認すること。（第2節2. ③）	電子制御装置整備後に、整備作業の実施内容を記載した書面（作業実施書等）を外注する他の特定整備事業者に求め、特定整備事業者から作業完了した車両について、依頼した作業が適切に実施されていることを作業実施書等及び当該車両を用いて確認するとともに、スキャンツールを用いて、他のDTCが出ていないか、作業指示した内容以外に不具合の発生の有無を確認するなどとともに、整備

	<p>作業のできばえを確認する。この場合において、作業実施書等は整備作業の内容によっては、外注先の特定整備事業者が記載する特定整備記録簿の写しでも差し支えない。</p>
<p>④ ③の作業の適切性が確認できたときは、その整備作業を指定整備記録簿に記載すること（第2節2. ④）</p>	<p>③の確認を行い、適切であったと認められるときは、「指定整備記録簿の記載要領について」（平成7年3月27日付け国自整第67号）を参考に指定整備記録簿に作業実施書等に記載されている内容をもとに作業内容等を記載し、指定整備記録簿と作業実施書を併せ持ち、指定整備記録簿の記載の日から2年間保管する。</p>

別添

国自整第279号の2  
令和2年2月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本要領に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。